

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

葛尾村長 篠木 弘

市町村名 (市町村コード)	葛尾村 7548
地域名 (地域内農業集落名)	野行地区 (野行、柏原)
協議の結果をまとめた年月日	令和7年4月10日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して下さい。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

- ・特定復興再生拠点区域が令和4年に解除され、他の地区より解除までの期間があいてしまったため帰村している地区住民も少なく、営農再開している農家も少ない。
- ・避難の期間が長かったため、避難中に担い手の高齢化が進み農業経営をすることが難しくなってしまった。
- ・営農再開支援事業の保全管理事業が令和7年は継続出来る事となったが、その後は自身で所有している農地を管理できなくなることが懸念される。
- ・水路が土側溝のため管理が大変である。
- ・有害鳥獣(イノシシ、サル等)の目撃や被害が増加傾向にある。
- ・現在は、認定農業者である1法人(水稻、そば)が地区の大部分を作付けしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・まずは現在作付けを行っている法人を中心としながら、作付け面積の拡大を進め、未利用の農地を活用していく。
- ・貸付意向のある未利用農地については、地区内外の耕作者と話し合いを進めていくとともに農地バンクの活用や村外の農業法人参入時の対応についても話し合いを進める。
- ・保全管理が終了し、農地が管理できなくなってしまう前に農地の利用方法を検討していく。
- ・地区内で農業経営の意向がある担い手の掘り起こしを行っていく。
- ・令和7年度作付け予定のあるほ場の水路については、復興事業を活用しU字溝を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地区の概要

区域内の農用地等面積	29.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.9 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積{任意記載事項}	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集団化の方針
営農拡大意向のある担い手を中心に農地の集積・集約化を進め将来を見据えた効率的な農地の活用を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸付、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付移行時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備事業を活用し、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、葛尾村・福島さくら農業協同組合・相双農林事務所双葉普及所・福島県農業振興公社等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下の任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
[選択した上記の取組内容]									
①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。									
②畜産経営法人から生産される堆肥を活用し、化学肥料の低減を図る。									
⑨飼料作物を作付けしている農家と地区内の畜産経営法人とで耕畜連携を図る。									